

表16 消防機関数と消防職員数の推移

年	消防本部		消防署		出張所		消防職員		消防団		消防団員	
	消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	出張所	消防職員	消防団	消防団	消防団員	消防団員	
40	620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995			
50	859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	28,803	22	1,118,036			
60	933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376			
61	933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224			
62	931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807			
63	930	455	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998			
平成元年	931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371			
2	933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743			
3	935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566			
4	935	467	1,602	3,181	137,386	3,642	25,574	1	986,996			
5	932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014			
6	931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737			
7	931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	1	975,512			
8	925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	1	972,078			
9	923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	1	968,081			
10	920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	1	962,825			
11	911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	1	957,047			
12	907	472	1,662	3,230	153,439	3,639	25,322	1	951,069			
13	904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	1	944,134			
14	900	475	1,690	3,226	154,487	3,627	25,238	1	937,169			
15	894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	1	928,432			
16	886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	1	919,105			
17	848	385	1,704	3,225	156,082	2,963	24,384	1	908,043			
18	811	329	1,706	3,221	156,758	2,584	23,946	1	900,007			
19	807	320	1,705	3,230	157,396	2,474	23,603	1	892,825			
20	807	316	1,706	3,218	157,860	2,380	23,180	1	888,900			
21	803	312	1,710	3,197	158,327	2,336	23,997	1	885,394			
22	802	305	1,716	3,180	158,809	2,275	22,926	1	883,698			
23	798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	1	879,978			

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する業務状況の報告」により作成
 2 東日本大震災の影響により、平成22年の若手県、宮城県及び福島県の消防署数、出張所数、消防職員数、消防団数、消防団員数及び消防団員数については、前年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。
 (出典：消防庁ホームページ)

消防団員数は消防団常備部がゼロとなった平成7年と平成23年を比較すると、16年間で95,534人、率にして9.8%の減少となっており、一方の消防職員数は、16年間で12,338人、率にして8.4%の増加である。消防職員数については、近年の救急件数の急増に伴う救急隊員の増加要因も類推され、直接的な消防力としての増加といえるかは判断できないが、単純に合計しても83,196人(7.4%)の減であり、団員数の減少を補うには足りていない。

これに対して金沢市は、図6及び図7のグラフに示すように平成16年度以降、消防職員を減らし、消防団員は増加させてきている。これは、「金沢方式」による市民との協働を推進する一方、設備の近代化や業務の効率化に伴う職員数の適正化を目指した消防局の努力の結果といえる。しかし前述のとおり、金沢市の消防団の定員充足率が他の中核市に比べて低く、消防団によっては団員の維持に苦勞している実情がうかがえるし、各論で実際の消防団員の活動状況を検討したところによれば、活動実績のない団員が確認され、消防団の持つ消防力として十分なのかという観点において疑問が残ったのも事実である。

表15 非常備消防予算と消防団員数に関する中核市の状況(平成23年度)

	世帯数(世帯)	人口(人)	平成23年度非常備消防予算(百万円)	市民1000人あたり予算(千円)	消防団員数(人)	消防団員1人あたり予算(千円)
西宮市	211,317	478,538	131	274	739	177
倉敷市(他2市町)	204,024	504,981	219	434	1,997	110
大分市	201,866	473,463	278	587	2,282	122
金沢市	191,785	461,762	278	602	1,101	252
尼崎市	209,409	451,935	117	259	920	127
長崎市(他1町)	230,201	513,891	448	872	2,782	161
富山市	161,948	417,046	369	885	2,520	146
豊田市	165,565	422,506	437	1,034	2,020	216
高松市	184,057	426,718	241	565	1,514	159
岐阜市(他1市)	188,943	470,940	269	571	1,193	225
柏市	163,356	405,233	117	289	617	190
宮崎市(他2町)	193,676	430,550	365	848	2,574	142
平均	192,179	454,797	272	602	1,688	169

(注) 1 豊田市予算額は消防費総額に対する比率からの算出による。
 2 横須賀市は非常備消防予算が不明のため除く。

しかし一方で、金沢市協働推進計画が作成された背景にあるように、市民の生活様式の変化等から、地域への帰属意識の希薄化が徐々に増大していることも事実である。このことは何も金沢市に限った話ではなく、全国的な流れといえよう。それは、表16に示す消防力がとめた全国の消防職員及び消防団員数の推移をみれば明らかである。

第2章 各論

各論では、消防事業に係る財務事務の執行状況、消防団の運営状況及びその他消防局における事務の執行状況について監査を実施した。

1. 財務事務に関する事項

(1) 使用料及び手数料

(概要)

手数料は、危険物貯蔵所設置等許可手数料、危険物貯蔵所等検査手数料及び煙火消費許可手数料である。

使用料及び手数料の推移は表17のとおりである。

表17 金沢市消防局における使用料及び手数料収入の推移 (単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手数料(消防手数料)	15,230	10,874	7,401
危険物貯蔵所設置等許可手数料	3,583	3,170	2,562
危険物貯蔵所等検査手数料	11,599	7,664	4,800
煙火消費許可手数料	47	39	39
使用料	-	-	-
使用料及び手数料 合計	15,230	10,874	7,401

(注) 消防局歳入決算調書による。なお、各金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

受領する手数料の金額については、金沢市手数料条例別表の定めるところに従い算定されている。

金沢市手数料条例(抜粋)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について本市が徴収する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。
 第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表に定めるところによる。

別表(抜粋)

(117) 消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査

図6 金沢市消防団員数の推移 (各年度4月1日現在)

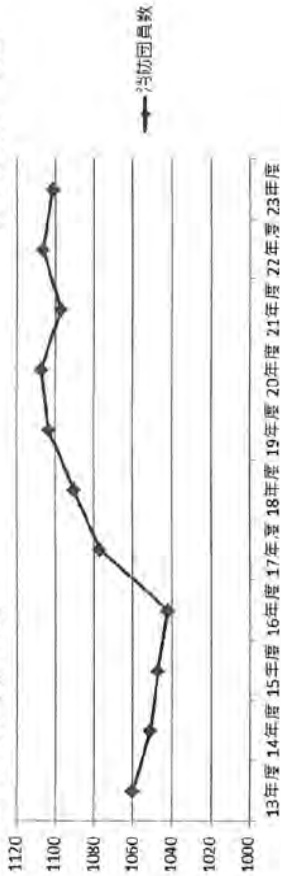
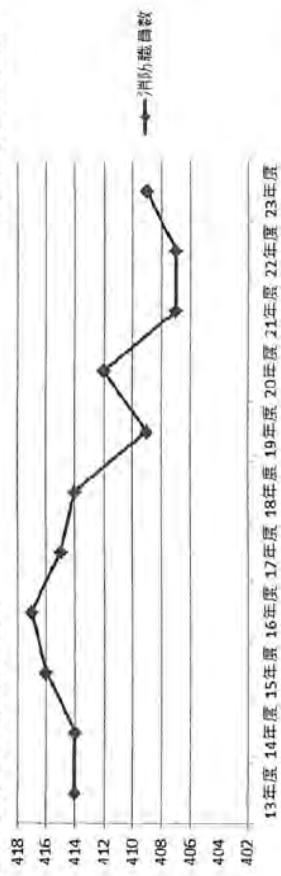


図7 金沢市消防職員数の推移 (各年度4月1日現在)



金沢市の消防力について、中核市等との数値上の比較からは消防団員充足率を除き、緊急を要するような課題は見当たらなかったが、東日本大震災の発生により、消防組織に求められる能力は今後、質・量ともに増大することが予想される。国が示す方針・基準についても、震災の影響から今後見直される可能性があるが、金沢市民の安全を守るために十分な消防力を保持し続けなければならないという観点からは、これに最適な人員体制や設備配置を常に意識しておくことが重要であると考えられる。

補助対象事業との整合性、予算要求時の見積り(歳出予算個別要求)、消防施設等整備費
費補助金確定通知書などの関連証憑との突合を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(3) 諸収入

(概要)

諸収入は、受託事業収入と雑入から構成されており、その推移は、表19のとおりである。

表19 金沢市消防局における諸収入の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
諸収入	187,558	175,547	186,013
受託事業収入(消防費受託事業収入)	-	-	11,647
雑入(消防費雑入)	187,558	175,547	174,365
消防団員等公務災害補償等共済基金納付金	29,523	21,853	20,756
高速自動車道救急業務費負担金	3,130	3,192	3,446
県派遣職員費負担金	37,050	36,451	36,371
石川県消防防災航空隊員派遣助成金	2,445	2,445	2,445
消防指令事務共同化事業費負担金	105,557	105,532	105,580
建物総合損害共済災害共済金	-	-	2,875
その他	9,852	6,072	2,891

(注) 消防局歳入決算調書による。なお、各金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているた

め、合計と一致しない場合がある。

受託事業収入は、総務省との地域情報通信技術利活用広域連携事業に関する委託契約に係
る収入(国庫委託費)である。

雑入の各内容は、次のとおりである。

- 消防団員等公務災害補償等共済基金納付金は、被災した消防団員に支払うために消
防団員等公務災害補償等共済基金より受け入れた収入である。
- 高速自動車道救急業務費負担金は、高速自動車国道における救急業務に関して、中
日本高速道路株式会社より受け入れた支弁金である。
- 県派遣職員費負担金は、石川県消防学校及び石川県消防防災ヘリコプターの運航に
係る派遣職員に関する人件費負担金である。
- 石川県消防防災航空隊員派遣助成金は、石川県消防防災ヘリコプターの運航に係る
派遣職員に関連して交付される助成金である。
- 消防指令事務共同化事業費負担金は、金沢市、かほく市、津幡町及び内灘町の消防
指令業務の共同運用に係る他市町村からの負担金である。

その他は、各種事業助成金や私用電話料等からなる。

- (118) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設
置の許可の申請に対する審査
- (119) 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位
置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査
- (120) 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の
許可に係る完成検査
- (121) 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、
構造又は設備の変更の許可に係る完成検査
- (122) 消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所
の仮使用の承認の申請に対する審査
- (123) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設
置の許可に係る完成検査前検査
- (124) 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位
置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査
- (125) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵
所又は移送取扱所の保安に関する検査

(監査手続)

平成22年度3月に行われた取引全件について、適切に事務が行われていることを確認すべ
く関連証憑と突合を実施した。また、うち任意の3件については、金沢市手数料条例別表と
突合を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 県支出金(消防費補助金)

(概要)

消防施設等整備費補助として交付されている県支出金の推移は、表18のとおりである。

表18 消防施設等整備費補助の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
県支出金(消防費補助金)	500	908	916

(注) 消防局歳入決算調書による。

平成22年度における県支出金は、消防団員用防火衣、小型動力ポンプの購入資金の補助で
ある。

(監査手続)

平成22年度における県支出金全件を対象として、消防施設等整備費補助金交付要領と

(5) 常備消防費

- ①委託料
- ②使用料及び賃借料
- ③負担金、補助金及び交付金

(概要)

常備消防費のうち、「委託料」「使用料及び賃借料」及び「負担金、補助金及び交付金」の推移は、表21のとおりである。

表21 常備消防費の内訳及び年度別推移 (単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
委託料	38,961	49,322	59,087
使用料及び賃借料	313,774	304,054	296,685
負担金、補助金及び交付金	61,306	84,695	88,354

(注) 消防局歳出決算調書による。

(監査手続)

平成22年度における「委託料」「使用料及び賃借料」及び「負担金、補助金及び交付金」につき、支出額(年間額)が5,000千円以上の取引全件を対象として、契約書、決裁関係資料等の関連資料との突合を実施した。なお、「負担金、補助金及び交付金」については、負担等に係る要綱等その根拠との整合性についても確認した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(6) 非常備消防費

(概要)

非常備消防費の推移は、表22のとおりである。

表22 非常備消防費の内訳及び年度別推移 (単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
非常備消防費	298,843	301,386	278,028
報酬	80,689	77,427	76,230
災害補償費	2,101	1,369	1,748
報償費	28,865	22,038	20,622
需用費	13,643	19,109	18,454
役務費	698	745	715
委託料	4,477	4,005	4,993

(監査手続)

平成22年度における諸収入の各項目のうち収入額が1,000千円以上の取引全件を対象として、契約書、覚書、協定書、決定通知書、入金等に係る関連証拠との突合を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

(4) 市債

(概要)

消防債の推移は、表20のとおりである。

表20 消防債の推移 (単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市債(消防債)	31,400	37,100	52,000
一般補助施設整備等事業債	3,700	1,500	21,000
施設整備事業債	21,700	21,300	13,800
防火対策事業債	-	-	17,200
その他一般単独事業債	6,000	14,300	-

(注) 消防局歳入決算調書による。

平成22年度における事業の内容は、次のとおりである。

- (一般補助施設整備等事業債) 8,900千円
 - 三社町・長土塚3丁目防火水槽設置事業
- (繰越分) 救急自動車購入事業(消防施設等整備補助) 12,100千円
 - (施設整備事業債)
- 消防団ポンプ車等購入補助 13,800千円
 - (防火対策事業債)
- 駅西消防署小坂出張所(仮称)・北部防災資機材備蓄倉庫建設事業 17,200千円

(監査手続)

平成22年度における消防債対象事業全件について、平成22年度防火対策事業及び一般単独事業(消防広域化事業)について(消防庁消防・救急課)、平成22年度地方債同等基準との整合性、起債計画書等の関連証拠との突合を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

使用料及び賃借料	212	211	211
公有財産購入費	3,479	-	-
備品購入費	4,341	6,538	7,823
負担金、補助及び交付金	160,337	169,940	147,228
(うち消防団運営交付金)	(67,635)	(67,695)	(67,665)

(注) 消防局歳出決算調書による。なお、各金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(監査手続)

平成22年度における「負担金、補助金及び交付金」につき、負担額(年間額)が5,000千円以上の取引全件を対象として、契約書、決裁関係資料等の関連資料との突合を実施した。なお、「負担金、補助金及び交付金」については、負担等に係る要綱等その根拠との整合性についても確認した。

(監査結果)

消防団への運営交付金の詳細については、消防団の個所に後述している。消防団の一般会計は金沢市からの運営交付金と地元負担金(町会連合会等からの拠出金)で成り立っており、予算の執行も両方の財源を区別することなく執行されている。また、これらの収入資金の一部が積立金として特別会計に積み立てられている。このような状況からは、金沢市が負担する運営交付金が、消防団の運営に必要な資金のどれぐらいを負担していることになるのか判別できない。運営交付金の算定にあたっては、特別会計への積立金や繰越金を除外した年間の運営費、又はそのうちの特定費目に限定するというような算定方法が望ましい。

【意見】

消防団への運営交付金の算定にあたっては、特別会計への積立金や繰越金を除外した年間の運営費を対象とするか、特定費目に限定した算定方法に見直す必要がある。

(7) 災害対策費

(概要)

災害対策費の推移は、表23のとおりである。

表23 災害対策費の内訳及び年度別推移

災害対策費 (事業名)	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	29,483	28,089	21,858	29,483	28,089	21,858	4,289	4,225	4,269
新型インフルエンザ対策費	-	2,257	-	-	2,257	-	-	-	-
総合防災訓練費	4,289	4,225	4,269	4,289	4,225	4,269	-	-	-

(単位：千円)

震災対策消防水利整備事業費	15,874	14,738	15,551
自主防災組織育成事業費	9,319	6,867	2,036

(注) 消防局歳出決算調書による。なお、各金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(監査手続)

平成22年度における災害対策費につき、支出額(年間額)が5,000千円以上の取引全件を対象として、契約書、決裁関係資料、工事引渡書等の関連資料との突合を実施した。

(監査結果)

特記すべき事項は発見されなかった。

2. 消防団に関する事項

(1) 消防団の概要

消防組織法第15条によれば、消防長は市長が任命し、消防職員は市長の承認を得て消防長が任命することになっている。一方、消防組織法第22条及び金沢市消防団条例第4条によれば、消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は市長の承認を得て消防団長が任命することになっている。つまりは、消防団は消防長又は消防署長の所轄の下に行動するという行動規定はあるものの、法律の規定において消防職員と消防団員との間に身分上の上下関係はない。

(ア) 消防団の財務構造

消防団の運営には様々な経費がかかる。例えば、ポンプ車や消防用資機材の購入費や維持費用、器具置場等の維持管理費用、各種活動費や教養訓練費など、消防力の維持には欠かせない費用が発生する。これらの費用に関しては既述のとおり、金沢市では、その全額を行政のみが負担するのではなく、地域住民とともに負担を行うというやり方、いわゆる「金沢方式」という方法をとっている。そのため、消防団の財務構造としては、市からの運営交付金、消防施設の新設・更新・修繕に対する補助金や、校下町会連合会負担金や分団後援会からの寄付金等、地元団体からの拠出金とで成り立っている。

以下に、各消防団本部及び消防分団の運営交付金の算定金額、消防施設に対する補助金の算定基準、各消防団の一般会計収入源泉別内訳を表24～27として示す。

表24 各消防団本部運営交付金の算定金額(平成22年度)

消防団本部	算定金額
第一消防団	580,000円 + (25,000円 × 20分団) = 1,080,000円
第二消防団	580,000円 + (25,000円 × 21分団) = 1,105,000円
第三消防団	580,000円 + (25,000円 × 8分団) = 780,000円

表27 各消防団の平成22年度一般会計収入源泉別内訳 (単位：千円)

区分	金沢市運営交付金	金沢市補助金等	町会連合会負担金	後援会支援金	地元寄付金等	繰越金	その他雑入	合計
第一消防団	27,140	350	18,826	11,213	2,269	2,052	901	62,751
第二消防団	28,755	1,640	9,729	5,918	2,079	1,760	871	50,752
第三消防団	11,770	1,090	9,102	1,140	144	350	1,025	24,621
合計	67,665	3,080	37,658	18,272	4,493	4,162	2,797	138,127

(注) 消防団の歳入歳出決算書による。なお、各金額は項目毎に千円単位で四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(イ) 消防団の会計

消防団の会計処理は、消防総務課作成の「会計事務処理について」を参考に行われている。それには、消防団の会計事務処理について以下のように記載されている。

会計事務処理について (抜粋)

消防団の会計には一般会計と特別会計とがある。一般会計とは、特定団体の基本的な経理すなわち分団の場合は運営費がこれに該当する。本来、会計は一本建てであればその全てが容易に理解できるのであるが、その例外を認める必要が生じ、一般会計とは別個の独立した会計によって経理しなければならない場合がある。これを特別会計という。

- 例 ① ポンプ車購入特別会計 ② 機械器具置場建設費特別会計
- ③ 出動報酬特別会計

このうち、一般会計については以下のような費目で経理されている。

会計事務処理について (抜粋)

一般会計費目別内訳表

歳入	費目	内 訳
1. 補助金	市運営交付金	市運営交付金
	市補助金	市補助金 (消防施設に対する補助取扱要領に定めるもの。ただし、補助事業を特別会計としているものを除く。)
2. 寄付金	校下町会連合会負担金、分団後援会支援金、その他寄付金	校下町会連合会負担金、分団後援会支援金、その他寄付金 (注) 歳入不足を補填するため、出動報酬特別会計から一般会計へ繰り入れる場合は、寄付金として処理すること。
	預金利子、祝儀、賞賜金、不用品売却代金	預金利子、祝儀、賞賜金、不用品売却代金
4. 繰越金	積立金からの繰入金	積立金からの繰入金
	前年度よりの繰越金	前年度よりの繰越金

表25 消防分団運営交付金の算定金額 (平成22年度)

区分	算定金額
定員20名の分団	1,300,000円
定員25名の分団	1,350,000円
定員30名の分団	1,400,000円
定員35名の分団	1,450,000円

(注) 欠員1名あたり10,000円減額

表26 消防施設に対する補助金の算定基準 (平成22年度)

要件	基準額	補助金の額
<p>ア. 日本消防検定協会の検定に合格したもので、別に定める金沢市消防分団消防ポンプ自動車標準仕様によるものであること。</p> <p>イ. 設置する消防ポンプ自動車は、金沢市の消防団に属する分団の主要消防設備となるものであること。</p> <p>ウ. 補助対象となる消防ポンプ自動車は、別に定める更新基準に該当するものであること。</p>	15,000千円	基準額の10分の7.5とする。ただし、区域内の世帯数と市長が別に定める事業所数との合計が1,000未満の分団にあっては、基準額の10分の8とする。
<p>ア. 設置する消防指揮車は、金沢市の消防団本部の主要消防設備となるものであること。</p> <p>イ. 規格は、別に定める金沢市消防分団消防ポンプ自動車標準仕様によるものであること。</p>	1,900千円	基準額の10分の7.5
<p>ア. 規格は、別に定める金沢市消防団人員資機材搬送車標準仕様によるものであること。</p> <p>イ. 設置する人員資機材搬送車は、金沢市の消防団に属する分団の主要消防設備となるものであること。</p> <p>ウ. 補助対象となる人員資機材搬送車は、別に定める更新基準に該当するものであること。</p>	3,752千円	基準額の3分の2

わたって調査し、事務および事業の公正と効率の確保に努め、その運営の適正を図り、もつて消防団の健全な発展を期することとしている。消防団監査の対象は、消防長の指定する消防団本部および消防分団であり、毎年実施される。その方法は、金沢市消防団規則第16条(文書簿冊の整理)の規定により、消防団本部及び消防分団に備えてある文書簿冊や証拠書類、その他記録等の提出を求め、これらの調査、照合、検査等により行われる書類監査を基本とするが、必要に応じて、器材、財産等の維持及び管理等についての状況調査も行っている。定期監査実施通知書に記載されている提出書類にも「残金を証明するもの」が指定されており、消防団監査担当者によると、通帳と照合しているということである。監査員は消防長から命じられた消防職員がこれに当たり、監査結果については文書にて通知することとなっている。

平成23年度の定期消防団監査が平成23年8月2日、3日及び4日の3日間の日程で、3消防団本部及び16消防分団に対し実施されたが、これに先立ち、6月30日までに書類の提出を求めて書類監査を実施し、各消防団本部・消防分団には10分程度のヒアリングと結果通知を行っている。

(ア) 積立金の残高に関する監査

① 積立金の現状

前述の「会計事務処理について」によれば、積立金には(1)ポンプ車等購入積立金、(2)団員退職積立金、(3)その他積立金の3つの費目が挙げられている。

消防団監査は、一般会計に関する歳入歳出決算書の提出を求めて実施されるが、この決算書には、当該年度の積立金の積立額(予算執行額)は記載されているものの、積立金残高は記載されていない。また、消防団監査担当者によると、積立金残高は監査対象とはしておらず、各分団の残高がどれだけのかは把握していないとのことであった。つまり、消防団の一般会計は、金沢市からの運営交付金と地元負担金(町会連合会等からの拠出金)とが収入として合算されているものの、同運営交付金は当該年度内に全額が執行済みであることから、積立金の財源は運営交付金以外ということになり、運営交付金の監査という観点からは、積立金の管理に関する監査は必要ないとの考え方である。

今回、積立金の実態を調査するため、消防局担当者に関係資料を依頼し、監査人がとりまとめた消防団別の各年度における積立金の積立額の状況が表28である。

表28 各消防団の一般会計積立金の状況

積立金	消防団	平成18年度					平成22年度					5年間累計
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
ポンプ車等購入積立金	第一消防団	4,530,000	4,460,000	4,780,000	4,880,000	4,840,000	23,490,000					
	第二消防団	530,000	530,000	580,000	1,030,000	780,000	3,450,000					
	第三消防団	570,000	620,000	790,000	770,000	570,000	3,320,000					
合計		5,630,000	5,610,000	6,150,000	6,680,000	6,190,000	30,260,000					

(単位：円)

歳 出

費 目	内 訳
1 事業費	消防団連合会負担金、はしご登り保存会負担金、消防団本部負担金、少年消防クラブ助成費、婦人防火クラブ助成費、出初式、連合検閲、操法大会、火災予防運動等に要する経費
(2) 会議費	消防分団役員会等の会議費、分団長会等の会費
(3) 教養訓練費	消防分団の定期訓練、春秋の火災防衛訓練、操法大会の事前練習、その他訓練および講習会等に要する経費
(4) 事務連絡費	原則として出初式、操法大会、連合検閲等の慰労会に要する経費
(5) 慶弔見舞金	祝儀、香典、見舞品、記念品、供物料等表彰に要する経費
2 管理費	(1) 建物等維持費 器具置場および警鐘台の新設、改造、修繕等に要する経費(補助事業で、かつ、特別会計としているものは除く。) 敷地の借上料、上下水道料、電気料、燃料費、(建物用)火災保険料、その他建物に付随した一切の経費
(2) 機械器具等維持費	消防用資機材の購入費および修繕費、自動車保険料
(3) 事務費	自動車車検料、自動車用燃料費、被服費
(4) 共済費	電話番号、郵便料、文具費等
(5) 雑費	消防団員共済掛金等に要する経費
3 積立金	(1) ポンプ車等購入積立金 ポンプ車等購入のための積立金
(2) 消防団員退職積立金	消防団員の退職に伴う記念品代等の積立金
(3) その他積立金	(例) 器具置場の改修等に充てるための積立金 運営費に不足を生じた場合等に充てる準備金 計画的に実施するレクリエーションに充てる積立金
(1) 予備費	予算外の支出または予算超過の支出に充てる経費

このように、特別会計というのは積立金として一般会計から繰り出した金銭を管理する会計である。また、「会計事務処理について」には出動報酬は特別会計として別途管理することとしているため、出動報酬として市から消防団員各人に手渡される金銭についても消防団の特別会計で管理されている。

(2) 消防団に対する監査

金沢市では、このような消防団に対し、消防団定期監査実施要項を制定し、定期的に監査(以下、「消防団監査」という。)を行っている。この監査の目的は、消防団の運営全般に

団員退職 積立金	第一 消防団	1,660,000	2,310,000	2,060,000	2,380,000	2,380,000	10,790,000
	第二 消防団	530,000	270,000	600,000	430,000	390,000	2,220,000
	第三 消防団	130,000	100,000	100,000	100,000	100,000	530,000
	合 計	2,320,000	2,680,000	2,760,000	2,910,000	2,870,000	13,540,000
その他 積立金	第一 消防団	950,000	750,000	850,000	550,000	480,000	3,580,000
	第二 消防団	140,000	455,000	680,000	450,000	670,000	2,395,000
	第三 消防団	112,100	272,272	150,000	250,000	200,000	984,372
	合 計	1,202,100	1,477,272	1,680,000	1,250,000	1,350,000	6,959,372
総 合 計	9,152,100	9,767,272	10,590,000	10,840,000	10,410,000	50,759,372	

この表に示すように各年度においてかかりの積立額が計上されているが、各年度における積立金の取崩額は明らかではない。消防総務課が作成した「会計事務処理について」にあるように、会計は一本建てであればその全てが容易に理解できるが、例外的に特別会計を設け、それが監査対象とされないことによっては全てを理解することが困難となっているのが現状である。

② 積立金残高の試算

各消防団本部又は消防分団がどれぐらいの積立金残高を有しているかは明らかではないが、入手した資料から試算を行ってみた。これはあくまで推定であり、実際の金額に近似的かどうかは分からないが、金額にある程度の重要性があるか否かという観点で試算してみたものである。今回の監査において閲覧した歳入歳出決算書の綴りの中に、積立金残高が記載されていたものが2件だけあった。以下がその内訳である。

	A分団	B分団
ポンプ車等購入積立金	1,259,891円	2,457,054円
消防団員退職積立金	1,285,761円	2,448,213円
その他の積立金	703,394円	2,252,323円
合 計	3,249,046円	7,157,590円

上記金額は消防団監査の対象ではないため、その正確性は確認できない。ただ、消防団監査を実施した歳入歳出決算書そのものに記載されていた、又はその別添詳細として綴られていたものであるため、ある程度の正確性はあると推測できる。この2件の金額をもとに以下のように金額を試算してみる。

	A消防分団	B消防分団
積立残高	3,249,046円	7,157,590円
消防団員数(定員)	20人	20人
1人あたり	162,452円/人	357,879円/人
2消防分団の平均の1人あたり積立金残高(ア)	260,165円/人	
消防団員総数(イ)	1,101人	
推定残高(ア×イ)	286,441,665円	

	A消防分団	B消防分団
積立残高	3,249,046円	7,157,590円
積立金平均残高(ア)	5,203,318円	
消防団総数(イ)	49団	
推定残高(ア×イ)	254,962,582円(消防団本部は除く)	

このようにすべての消防分団で同様の積み立てを行っているかと仮定した場合、積立金残高の総額はかなりの金額になることが予想される。

③ 積立金の監査

前述のとおり、各消防団は通常の運営に必要な会計である一般会計に加え、積立金の維持・取り崩しを処理する特別会計も管理している。この管理に係る事務負担は、現状の「金沢方式」を維持するうえでやむを得ないものではあるが、別途後述するように消防団員はそもそも会計の知識が豊富とはいえない状況にある。また、平成22年度の消防団監査では、一般会計で執行されている項目を他会計で執行するよう助言を受けていた例も確認されており、すべての消防団が財源を完全に峻別して予算執行しているのか疑問である。

一方、多額の積立金を維持するということは、当然その管理責任も託されているのであり、万が一にも紛失や盗難、着服や流用等が発生すると、各消防団はその責任を厳しく問われることになる。本来、消防団は市民のために消防力を維持し、その献身的な努力によって市民の助けとなることを任務としているのであり、多額の積立金の管理まで求められることは重荷とならないだろうか。

地元負担による積立金である以上、金沢市がチェックする権限を有するわけではない。しかし、消防団の積立金管理事務は避けられないにしても、「金沢方式」の優れた面に注目し、この方法を踏襲するのであれば、管理責任の軽減という観点から、積立金の使用や残高についても消防団からの希望に応じて、消防団監査の対象とすることが望ましい。その際、消防業務における消防局と消防団との連携関係を考慮すると、厳格な監査をおこなうことにより、一層の管理責任が解除されるという観点からは、第三者的な部署による監査の実施というこ

団員	0	14	2	0	16
団員	3	27	4	1	35
団員	1	17	2	1	21
団員ア	0	2	1	0	3
団員	15	85	9	2	111
団員	3	55	5	2	65
団員	8	48	7	2	65
団員	21	85	7	2	115
団員	16	59	5	2	82
団員	8	26	8	1	43
団員イ	2	5	1	3	11
団員	3	16	2	5	26
団員ウ	0	0	0	0	0
団員エ	0	0	0	0	0
班長	10	48	3	2	63
合 計	243	826	115	47	1,231

(注) 定員：25名

表29からわかるように、A消防分団では2名が年間を通じて一度も出動していない。このうちウの団員は平成22年11月2日に退職したため、団員エが平成22年11月4日に任命されたが、この団員エも訓練、行事も含めて一度も出動することなく平成23年7月10日に退職している。また、災害出動と訓練・警戒出動への出動回数に関しては、年間の災害出動回数29回と訓練・警戒出動回数87回を合わせた116回の10分の1である11回に満たない出動回数の団員が上記以外に2名いる(団員ア、イ)。

表30 B消防分団及び各団員の平成22年度出動状況調べ (単位：回)

	災害出動回数	訓練・警戒出動回数	行事回数	その他回数	合 計
B消防分団出動状況	30	52	8	36	126
上記消防分団出動に対する各団員の出席状況					
分団長	18	51	9	21	99
副分団長	14	32	6	25	77
部長	20	37	5	25	87
班長	4	38	1	7	50
班長	6	16	5	7	34
団員	10	17	1	6	34
団員	18	45	2	7	72

とも検討してみるべきである。

【意見】

消防団の管理責任の軽減という観点から、積立金についても消防団からの希望に応じて、消防局による定期監査の対象とすることが望ましい。

(イ) 消防力の維持に関する監査について

前述のとおり、消防団定期監査実施要項には、「消防団の運営全般にわたって調査し、事務および事業の公正と効率の確保に努め、その運営の適正を図り、もって消防団の健全な発展を期することを目的とする。」とある。この目的からは、消防団の保有する消防力が維持されているのかどうかは重要な監査の観点といえることができる。消防団の消防力は、その装備に裏付けされることが当然であるが、構成員としての消防団員の活動状況もまた重要な消防力といえることができる。その際、名前を登録しているのみの消防団員(いわゆる幽霊団員)がいると、表面上はある程度の消防力が維持されているように見えるが、実際はそれ以下の消防力しかないということにもなりかねないため、定期監査や各消防分団との情報交換により、活動状況を把握しておくことが必要である。

平成23年に消防局担当者が各消防分団長から聴取したところによると、名前を登録しているのみの団員はいないとのことであった。このことを確認するため、3消防分団を無作為に抽出し、平成22年度の出動状況(災害出動、訓練・警戒出動、行事、その他)を団員別に調査した結果が以下の表である(表29：A消防分団、表30：B消防分団、表31：C消防分団)。

表29 A消防分団及び各団員の平成22年度出動状況調べ (単位：回)

	災害出動回数	訓練・警戒出動回数	行事回数	その他回数	合 計
A消防分団出動状況	29	87	12	8	136
上記消防分団出動に対する各団員の出席状況					
分団長	21	45	4	4	74
副分団長	24	55	10	5	94
部長	14	57	6	3	80
班長	11	22	5	2	40
班長	6	11	5	1	23
団員	19	39	6	3	67
団員	16	29	4	1	50
団員	21	34	6	3	64
団員	6	6	2	0	14
団員	5	15	4	0	24
団員	10	26	7	2	45

団員	2	7	1	1	1	11
団員	17	30	3	3	3	53
団員	9	37	1	11	11	58
団員	1	25	0	2	2	28
団員	2	0	0	5	5	7
団員	1	5	0	4	4	10
団員	11	41	5	21	21	78
団員	4	10	0	5	5	19
団員	1	2	1	3	3	7
団員	16	47	4	8	8	75
団員	12	33	4	6	6	55
団員	10	11	2	3	3	26
団員	2	3	0	0	0	5
合 計	178	487	50	170	170	885

(注) 定員：25名

B 消防分団では、一度も出動しなかった団員はいないものの、団員実数は21名と定員25名を下回り、年間の災害出動回数30回と訓練・警戒出動回数82回の合計112回の10分の1である8回に満たない出動しかしない団員は3名（平成22年11月任命の団員を除く）となっている。

表31 C 消防分団及び各団員の平成22年度出動状況調べ

	災害出動回数	訓練・警戒出動回数	行事回数	その他回数	合 計
C 消防分団出動状況	11	56	24	6	97
上記消防分団出動に対する各団員の出席状況					
分団長	10	56	20	6	92
副分団長	9	56	24	5	94
部長	9	55	21	5	90
班長	6	55	15	2	78
班長	8	55	17	6	86
団員	2	46	13	0	61
団員	2	50	9	0	61
団員	8	46	18	0	72
団員	0	0	0	0	0
団員	10	49	16	3	78
団員	3	47	12	4	66
団員	0	36	0	0	36

(単位：回)

団員	7	50	19	3	79
団員	3	50	19	3	75
団員	3	49	10	2	64
団員	0	37	1	0	38
団員	0	32	1	0	33
合 計	80	769	215	39	1,103

(注) 定員：20名

C 消防分団では、年間を通じて一度も出動しなかった団員が1名いるほか、団員実数も17名と定員20名に対して不足している。消防団の災害出動回数は11回と他消防団と比較して少ないが、災害出動と訓練・警戒出動回数の10分の1に満たない団員は上記以外にはいなかった。

このように、全国でも問題となっている消防団員の確保の困難性が現れている消防分団が金沢市においても存在していることがわかる。今回の調査は消防局のヒアリング結果を確認する意味で行ったものであるが、49消防分団中僅か3分団のみの調査であるにもかかわらず、2分団で年間出動実績のない消防団員が発見される結果となった。他都市でも同様の問題が潜在していることは十分に推測されるが、金沢市は消防団員の定員充足率が低いことから、団員一人ひとりの活動がより重要な意味を持つこととなる。各消防分団の消防力が適正に維持されているのかという観点からは、消防団監査等において、単にヒアリングだけに終わらず、十分に団員の実態を把握すべきである。

【意見】

消防団の消防力が適正に維持されているかという観点から、消防団監査等において、個々の団員の出動状況についても把握すべきである。

(ウ) 監査の実効性について

消防団定期監査実施要項によれば、監査の結果については、金沢市消防団連合会で報告するとともに、消防団監査の対象となった消防団本部及び消防分団に対して文書で通知することとなっている。消防団定期監査関連文書の綴りには、各分団別に正式な報告事項の元となる監査員の手書きメモが綴られている。このメモの内容からは、会計年度の遵守を指導しているものや領収証と出納簿との金額の相違を指摘しているものなど、詳細に監査が行われていることがうかがえるものの、同時にその指摘内容からは、消防分団の経理に関する基本的な知識が不足していることもうかがい知ることができた。本来、消防分団の経理は分団で責任を持って正確に実施されていることが前提であり、消防団監査はこのことを確認するために実施するものである。しかし、今年度の指摘内容のように、経理の基本的な事項に問題があると、消防団監査の前提が成り立っていないということになりかねない。今年度の消防団本部以外の監査対象は16消防分団と、全49消防分団の約3分の1であり、定期監査としては

3年に一度しか実施されなから、残りの2年間は消防団自身で正確な経理が実施されるよう、金沢市としては強く指導的機能を発揮すべきである。なお、会計年度が遵守されていないかあったり、前回の監査のときと同じ指摘があった点を考慮し、新任者でも理解しやすいよう、定期監査の手法についても研究する必要がある。

【意見】
消防団に対する経理に関する指導的機能が十分に発揮されるよう、定期監査の手法について研究する必要がある。

3. その他事務の執行に関する事項

(1) 貸付金制度について
金沢市消防局では現在、消防関連設備について融資制度が設けられている。(金沢市消防用設備等設置資金融資条例(昭和48年3月28日 条例第6号))

融資制度の概況は以下のとおりである。

1. 制度の概要			
融資対象	屋内消火栓、自動火災報知設備、救助袋、緩降機、連結散水設備などを設置する場合		
限度額	1 防火対象物につき800万円 (スプリングラック設備を設置する場合は5,000万円) 以内		
返済期間	10年以内 貸し付けを行った日の属する年度内は据え置き		
利率	年1.6% (平成23年4月1日現在) (金融情勢により変動することがある)		
返済方法	貸し付けを行った日の属する年度の翌年度の4月から元利均等月賦償還		
2. 現在の融資状況			
・過去3年間の取扱件数			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新規	0	0	0
継続	1	1	1
・融資残高(平成23年3月末現在)			
当初貸付金額	残 高		
3,000,000円	1,206,025円		

過去3年間の取扱件数は平成15年度からの継続融資1件のみであり、この間、新規融資は発生していない。なお当該継続の1件について、延滞、条件変更等は契約内容の変更は発生しておらず、平成25年度に完了予定である。

火災予防関連融資制度は、金沢市内の防火対象物の消防用設備等の整備促進を図るために必要な資金の融資を行い、火災による被害を軽減することを目的として設定された。

しかし過去3年間、新規融資は発生しておらず、現状の1件の融資を残すのみとなっていることから、利用実績を勘案した上で必要性を再検討する必要がある。

【意見】
消防用設備等設置資金融資制度については、利用実績を勘案した上で制度の必要性を再検討する必要がある。

(2) 予防査察について
予防査察とは、消防法第4条の規定により、防火対象物に立ち入りその実態を把握するとともに、防火対象物の位置・構造・設備及び管理の状況を検査し、火災予防上適切な指導を行って火災危険を排除することである。

(ア) 査察対象物
金沢市火災予防査察規程によれば、査察対象物は以下のとおりとされており、定期的に査察が行われている。

1. 査察対象物	
区 分	査察対象物
(1) 第1種対象物A	消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下この表において「令」という。)第21条の規定により自動火災報知設備の設置を必要とする消防対象物で、消防長が指定するもの
(2) 第1種対象物B	令第21条の規定により自動火災報知設備の設置を必要とする消防対象物(第1号の項に掲げる査察対象物を除く。)
(3) 第2種対象物A	令第10条の規定により消火器具の設置を必要とし、かつ、延面積が150平方メートル以上の消防対象物で、消防長が指定するもの(第1号の項及び第2号の項に掲げる査察対象物を除く。)
(4) 第2種対象物B	令第10条の規定により消火器具の設置を必要とし、かつ、延面積が150平方メートル以上の消防対象物(第1号の項から第3号の項までに掲げる査察対象物を除く。)
(5) 危険物製造所等	令第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所及び石炭法第2条第6号に規定する特定事業所
(6) 一般対象物	第1号の項から第5号の項までに掲げる査察対象物以外の消防対象物

表32 消防用設備等設置状況 (平成23年4月1日現在)

	用 途	屋内消火栓設備	自動火災報知設備
(1)	イ 劇場・映画館・観覧場	12	17
(2)	イ キャバレー・カフェ・ナイトクラブ	-	-
	ロ 遊技場・ダンスホール	6	22
(4)	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等	-	-
	ニ カラオケボックス等	-	8
	百貨店・マーケット	59	461
(5)	イ 旅館・ホテル・宿泊所	40	102
(6)	イ 病院・診療所・助産院	37	197
	ロ 老人短期入所施設等	6	108
	ハ 老人デイサービスセンター等	8	197
(9)	イ 蒸気浴場・熱気浴場	2	5
(16)	イ 特定用途が存在する複合対象物	145	864
(17)	重要文化財等	4	53
合 計		319	2,034

(注) 平成22年版金沢市消防局消防年報による。

(ウ) 過去5年間の違反件数

自動火災報知設備と屋内消火栓設備に関する過去5年間の違反件数は表33のとおりである。消防局担当によれば、金沢市内で緊急を要するような重要な違反はないとのことである。

表33 消防用設備等の設置に係る違反件数

	屋内消火栓設備違反	自動火災報知設備違反
平成19年	32件	116件
平成20年	27件	52件
平成21年	17件	43件
平成22年	16件	46件
平成23年	21件	49件

金沢市火災予防査察規程によれば、第9条の査察員の心得において、査察対象物の関係者、防火管理者等責任のある者の立会いを求めると規定されている。これは、検査の実効性を高めるためや、危険箇所への立入の際の安全確保等の観点からと解説されている(平成21年度立入検査実務研修テキスト-違反是正支援センター)。また、査察結果については、査察対象物について改善すべき事項があると認めるときは、関係者に対し書面を持って通知することと規定されている(15条の2)。この通知書の交付は、通常であれば検査終了後に定型の様式でその場で交付することになるが、記載内容によっては定型外の様式で別途作成し、後日交付することになる場合がある。立入検査結果通知書の定型の様式には、立会者欄が設

2. 消防長が1年に1回査察を実施することに指定するもの (平成23年4月1日現在)

	用 途	特殊防火対象物数(150㎡以上)
(1)	イ 劇場・映画館・観覧場	21
	イ キャバレー・カフェ・ナイトクラブ	-
(2)	ロ 遊技場・ダンスホール	25
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等	-
	ニ カラオケボックス等	8
(4)	百貨店・マーケット	729
(5)	イ 旅館・ホテル・宿泊所	116
	イ 病院・診療所・助産院	296
(6)	ロ 老人短期入所施設等	112
	ハ 老人デイサービスセンター等	239
(9)	イ 蒸気浴場・熱気浴場	5
(16)	イ 特定用途が存在する複合対象物	1,451
(17)	重要文化財等	58
合 計		3,060

(イ) 査察の実施状況

平成22年度の査察の実施状況は以下のとおりである(平成22年版金沢市消防局消防年報による。)

- ・ 防火対象物数 20,138対象物
- ・ 査察件数 4,053件

このうち、特に重要性のある消防用設備は自動火災報知設備と屋内消火栓設備であり、それぞれの設置総数は表32のとおりである。

表35 危険物施設の申請・届出等の状況(平成22年度)

申請及び届出の種類	設置許可申請	変更許可申請	設置完成検査申請	変更完成検査申請	仮使用承認申請	変更届	品名数量等変更届	譲渡引渡届	廃止届	その他
施設別										
製造所			1							
貯 倉	2	2	3	2			6		3	20
屋 内										
屋 外						1		1	2	6
屋内タンク	1		1							
屋外タンク	1	7		10	2	8				46
移動タンク	3	22	3	23		3	3	18	13	7
地下タンク	3	6	1	5		2		6	23	31
取 扱 所	1	20	1	20	19	44		1	7	186
給 油	4	9	4	10	7	4	1	2	7	14
一 般										
移 送		4		5	2	1	1			8
販 売										
合 計	15	70	14	75	30	63	11	28	61	318

(イ) 検査済証交付

上記の業務フローは、概ね申請書を受理したのち、確認の実施、検査済証等の交付を行い、検査済証等の交付になる。今回、危険物製造所等検査関連及び水圧・水張検査関連帳票を閲覧したところ、検査済証交付回以下のような事例が見受けられた。

完成検査

内容	受付	検査	発議	決裁	その他特記事項
① 危険物移動タンク貯蔵所変更	平成22年5月11日	平成22年6月8日	平成22年6月8日	平成22年6月10日	申請書の手数料欄が空白
② 危険物地下タンク貯蔵所変更	平成22年8月26日	平成22年8月31日	平成22年8月26日	平成22年9月1日	発議が検査前

完成検査前検査

内容	受付	検査	発議	決裁	その他特記事項
① 水圧検査	平成22年5月20日	平成22年5月24日	平成22年4月24日	平成22年5月25日	発議が受付前
② 水圧検査	平成22年5月20日	平成22年5月24日	平成22年4月24日	平成22年5月25日	発議が受付前
③ 水圧検査	平成23年2月25日	平成23年3月4日	平成23年4月7日	平成23年3月7日	発議と決裁が逆転

けられており、立会者に通知内容について署名をもちょうこととなる。今回閲覧した立入検査結果通知書に非定形のものがあったが、立会者欄が設けられていなかったため、立会者の署名がなかった。

立会者の署名の意味は、違反事実の内容によっては、その後の告発等を行うことになるような場合に、行政側の指導状況を証明するためとされているが、立会者欄への署名を拒否された場合は強制的に執行させることはできず、拒否に対する罰則があるわけでもない。しかし、そもそも欄が設けられていなければ、署名を依頼することもないであろうし、違反事実に対する改善計画とその実施状況を消防局として継続して指導していくことが求められている(第18条)こともあり、立会いを行った者の署名を残せる書式とするよう改善することが望ましい。

【意見】

消防局の指導状況を記録に残すためにも、すべての立入検査結果通知書に立会者の署名欄を設け、署名を求める必要がある。

(3) 消防同意・危険物保安について

消防局は、消防法等に基づき、各種確認等を行っている。主な業務としては、消防法第7条に規定される建築物の許可・認可・確認の際の消防長又は消防署長の同意、消防法第11条に規定される危険物製造所、貯蔵所又は取扱所の設置に関する市長の許可を行う際の各種検査の実施、それらの変更や廃止の確認、また、金沢市火災予防条例第47条に規定される指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵又は取り扱うタンクの製造・設置に関する水張検査・水圧検査等である。

(ア) 消防同意及び設置許可等の取扱状況

上記業務の平成22年度の取扱状況は表34及び表35のとおりである(いずれも平成22年版金沢市消防局消防年報による。)

表34 消防同意件数(平成22年度)

新築	増築	改築	移転	用途変更	修繕 模様替	計画変更	計
577	115	4	0	28	0	61	785

平成24年(2012年)4月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)4月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄